特別障害者手当　認定パターン表

障害が重複している場合

障害が単一である場合

（1）表２の障害が２つ以上ある方

（2）表２の障害が１つ、かつ、表３の障害が２つ以上ある方
（表２と表３の障害は別のものであること）

（3）表２の３～５の障害（肢体不自由）があり、日常生活動作評価表（医師の判定）により著しく重度である方（次の日常生活動作評価表の点数の合計が１０点以上）

（4）表4の８の障害（内部障害又はその他の障害）があり、かつ絶対安静の方（安静度表の１度に該当）

（5）表４の９の障害（精神障害）があり、日常生活能力判定表（医師の判定）により著しく 重度である方（日常生活能力判定表の点数が１４点以上）

表　2

①次に掲げる視覚障害
・視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの
・視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／４視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ／２視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
②両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
③両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
④両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
⑤体幹の機能の障害により座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
⑥前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活に用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
⑦精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

表２から１つ

表３から２つ以上

表　3

①次に掲げる視覚障害
・視力の良い方の眼の視力が0.07以下のもの
・視力の良い方の眼の視力が0.08以下かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／４視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ／２視標による両眼視野角度が56度以下のもの
・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
②両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
③平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
④そしゃく機能を失ったもの
⑤音声又は言語機能を失ったもの
⑥両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
⑦一上肢の機能に著しい障害を有するものまたは一上肢のすべての指を欠くもの若しくは一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
⑧一下肢の機能を全廃したものまたは一下肢を大腿の２分の１以上で欠くもの
⑨体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
⑩前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
⑪精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

１０点以上

日常生活動作評価表

動作	０点 ひとりでできる	１点 ひとりでできても うまくできない	２点 ひとりでは 全くできない
1.タオルを絞る （水が切れる程度）			
2.とじひもを結ぶ	（5秒以内）	（10秒以内）	（10秒以上）
3.かぶりシャツを着て脱ぐ	（30秒以内）	（1分以内）	（1分以上）
4.ワイシャツのボタンをとめる			
5.座る（正座・横座り・あぐら・脚投げ出しの姿 勢を持続する）			
6.立ち上がる			
7.片足で立つ			
8.階段の昇降			
合計	点		

※健側が全く正常の状態であれば、点数は２分の１としてカウントされます。

安静度１

安静度表（日課時間表）

安静度		1	2	3	4	5
		絶対安静	終日横になっている	短時間離床してよいが主に横になっている	午前午後にそれぞれ安静時間をとる	午後安静時間をとる
午前	6:30	起床（室を明るくして片づけてもらう）	起床（同左）	起床（自分で身の回りを片付ける）	起床（同左）	起床（同左）
午前	7:00	洗面（ねたまま拭いてもらう）	洗面（同左）	洗面（洗面所でする）	洗面（同左）	洗面（同左）
午前	7:30	朝食	同左	同左	同左	同左
午前	8:00	絶対安静（何もしないで静かにねている）	静臥(せいが)（読書30分以内、ラジオ・テレビ1時間以内）	静臥（読書１時間以内、ラジオ・テレビ可）	自由時間 静臥（読書、ラジオ・テレビ可）	自由時間
午前	9:00					
午前	11:00			自由時間	自由時間	
午後	12:00	昼食	同左	同左	同左	同左
午後	12:30	絶対安静（何もしないで静かにねている）	静臥（ラジオ可）	自由時間	自由時間	自由時間
午後	1:00		絶対安静（何もしないで静かにねている）	絶対安静（同左）	絶対安静（同左）	絶対安静（同左）
午後	3:00		静臥（読書30分以内、ラジオ・テレビ1時間以内）	静臥（読書、ラジオ・テレビ可） 自由時間	自由時間	自由時間
午後	5:00	夕食	同左	同左	同左	同左
午後	5:30	絶対安静（何もしないで静かにねている）	静臥（ラジオ・テレビ含せて1時間以内）	自由時間	自由時間	自由時間
午後	6:00			静臥（ラジオ・テレビ可）		
午後	8:00	就寝	就寝			
午後	8:30			就寝		
午後	9:00				就寝	就寝

表　4　※障害児福祉手当における認定基準

①両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの（屈折異常は矯正視力による）
②両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
③両上肢の機能に著しい障害を有するもの
④両上肢のすべての指を欠くもの
⑤両下肢の用を全く廃したもの
⑥両大腿を２分の１以上失ったもの
⑦体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
⑧前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
⑨精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
⑩身体に機能の障害若しくは病状又は精神の障がいが重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

１４点以上

日常生活能力判定表

動作及び行動の種類	0点	1点	2点
1 食事	ひとりでできる	介助があればできる	できない
2 用便（月経）の始末	ひとりでできる	介助があればできる	できない
3 衣服の着脱	ひとりでできる	介助があればできる	できない
4 簡単な買物	ひとりでできる	介助があればできる	できない
5 家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない
6 家族以外との会話	通じる	少しは通じる	通じない
7 刃物・火の危険	わかる	少しはわかる	わからない
8 戸外での危険から身を守る（交通事故）	守ることができる	不十分ながら守ることができる	守ることができない
合計	点		